

日明東2号上屋における雨漏り被害に対する損害賠償について

港湾空港局が管理する「日明東2号上屋」において、雨漏りによる蔵置貨物の被害が発生し、被害者から市に対し損害の賠償を求められているので報告するもの。

1 本件概要

平成28年1月29日（金）に、小倉北区日明地区が局地的な豪雨に見舞われ、老朽化した屋根の改良工事を実施中だった日明東2号上屋（小倉北区西港町）において雨漏りが発生し、上屋内に蔵置していた鋼材貨物が雨水で濡れて錆が発生する被害が生じた。

被害を受けた上屋利用者は、荷主と協議のうえ対象貨物の処分を行い、被害内容及び損害額が判明したことから、上屋管理者である本市に対して、雨漏りが原因で発生したとして損害を賠償するよう求めている。

2 損害の内容

- (1) 被害者（上屋利用者）：鶴丸海運株式会社
- (2) 概算請求額：約2,600万円（協議中）
- (3) 対象貨物：鋼材（約577トン）
- (4) 損害内容：
 - ・錆が発生し、鋼材の価値が下がったことによる損害
 - ・被害を受けた鋼材の錆落としやスクラップ処理に係る作業コスト

3 今後の対応

- 本市が所有し管理運営する施設で起きた被害であり、発生した損害に対して、市として、賠償責任を認める方向で協議中である。
- 賠償の具体的な内容や金額については、現在、請求の正当性、妥当性を精査しているところである。
- 被害者との協議が整えば、改めて議会に諮ることとしている。

【位置図】



【上屋外観】



【被害状況（鋼材：錆の発生）】

